

デスポーザー関係の下水道条例・施行規程

所沢市下水道条例

本文施行日 S50(1975). 4. 1

最近施行日 H25(2013). 4. 1

(下水排除の制限)

第 10 条の 7 使用者は、生ごみ等を処理するためデスポーザーを使用し、公共下水道にこれを排除してはならない。ただし、管理者が定めるデスポーザーシステム等を使用する場合は、この限りでない。

所沢市下水道条例施行規程

最近施行日 H25(2013). 10. 1

(適合評価品等の使用)

第 15 条 条例第 10 条の 7 ただし書の管理者が定めるデスポーザーシステム等とは、公益社団法人日本下水道協会が作成した下水道のためのデスポーザー排水処理システムに関する性能基準に基づき同協会の製品認証を受けたもの（以下「認証製品」という。）をいう。

2 前項の認証製品を使用する場合は、第 5 条の排水設備等の計画の確認の申請書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 認証製品であることを証する書類の写し
- (2) 構造性能を示した仕様書の写し
- (3) 維持管理業務委託契約書の写し又は維持管理業務委託契約確認書
- (4) その他当該認証製品の適切な維持管理の確保を確認するために管理者が必要と認める書類

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の第 15 条の規定は、平成 26 年 3 月 31 日までの間、なおその効力を有する。この場合において、排水設備等の新設等を行おうとする者は、同日までに排水設備等の計画の確認を受けなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、改正前の第 15 条第 1 項の規定は、この訓令の施行の際現に計画の確認を受けている排水設備等及び前項の規定により計画の確認を受ける排水設備等について、平成 26 年 4 月 1 日以後も、なおその効力を有する。